## 社会福祉法人 南会津会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南会津会(以下「この法人」という。)における役員及び評議員に対する報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
  - (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、日当などその名称の如何を問わない。
  - (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊料)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用)

- 第3条 福島県南会津郡内の各町村長でこの法人の理事に選任された者には、報酬等及び費用 は支給しない。ただし、会議を除くこの法人の用務における旅行については、報酬等及び費 用を支給する。
- 2 理事とこの法人本部事務局長又は施設の長を兼務する者についての報酬等及び費用(職員 に準ずる手当を含む。)は、この法人の給与規程及び旅費規程を準用し、この規程に基づく 報酬等及び費用は支給しない。
- 3 理事(前2項で規定する者を除く。)、評議員及び監事が招集に応じ、又は公務のため旅行したときは、旅行依頼簿(様式第1号)により当該旅行に関する事項を記載し、報酬等及び費用を支給する。
- 4 前項の報酬等及び費用の額は、別表のとおりとする。
- 5 前2項に規定する報酬等及び費用の支給方法は、この法人の旅費規程の適用を受ける職員 の例による。ただし、日当については、全日当を支給する。
- 6 第4項の規定にかかわらず、監事の日当は5,000円とし、監事が次の各号に掲げる公 務のため旅行した場合は、日当を8,000円とする。
  - (1) 施設会計等監査のための旅行
  - (2) 県指導監査等立会いのための旅行
  - (3) その他理事長が必要と認めた旅行

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等 の支給の基準として公表する。

(效廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

## 附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人南会津会理事、評議員及び監事の費用弁償に関する規程は、廃止する。

## 別 表

区	分	報	酬		旅費			宿泊料(1		
		日	当				車 賃			食卓料
				鉄道賃	船賃	航空賃	(1キロメートル	甲地方	乙地方	
		(1目に	つき)				につき)			(1夜につき)
理事、	、評	3, 00	00円	社会福	祉法人南	i会津会				
議員及び				旅費規制	星の適用	を受け	37円	13,100円	11,800円	3,000円
監事				る職員の	の例によ	:る。				

備 考:宿泊料の項中、甲地方及び乙地方の区分は、社会福祉法人南会津会旅費規程による。

## 様式第1号

旅 行 依 頼 簿

依頼	•				方	<b>於行命令権者</b>	常務	常務理事		设長	事務長				
支	出 科 目		大	区分	中区分	中区分 小区									
( 会計)					•	•									
依 頼 用 務															
	行		先			life de e					rin .				
日	旅   日 程 用		務	地	宿泊	地		旅		行		手	段		
月	日						□交通	口交通機関利用			氏名				
							□私用	用車使用		車	名				1
						□準公用車使用			登録	番号				-	
	! <u> </u>			 泊   目		□公用車使用					ļ.			_	
	旅		行		者		支	払 区	分	旅	費	額	支出伝票	支払年月	
職	名		氏		名	同乗者	通常	概算	精	算	貝	识	番号	目	
					<b>F</b>										
					<b>(F)</b>										
					(FI)										
摘	要					1									